

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第52号
事故等種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成25年12月13日（金） 13時39分ごろ
発生場所	広島県呉市呉港呉区 呉市所在の小麗女島灯台から真方位091°3,390m付近 （概位 北緯34°14.4′ 東経132°33.3′）
事故等調査の経過	平成26年3月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客フェリー 旭洋丸、696トン
船舶番号、船舶所有者等	129075、石崎汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷船尾部防舷材に割損 岸壁 防舷材に擦過傷
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか6人が乗り組み、旅客39人を乗せ、車両13台を積み、船首約1.7m、船尾約2.8mの喫水により、船長が、入港配置を令し、操船指揮及びバウスラスタ操作に、操舵手が操舵及び機関操作にそれぞれ当たり、呉港呉区のフェリー岸壁（以下「本件岸壁」という。）に接近した。</p> <p>本船は、本件岸壁手前で右回頭し、出船船尾着けとする操船を行っていたところ、北西の風に圧流されて予定の着岸進路から外れたため、着岸をやり直すこととし、後続のフェリーの着岸を優先させ、本件岸壁沖で待機した。</p> <p>船長は、先に着岸したフェリーが離岸した後、依然として北西の風が強かったので、入船船首着けにすることを決め、運航管理者の了解を得て機関を微速力前進として船首を北東に向け、本件岸壁に接近した。</p> <p>本船は、機関を停止し、着岸位置近くで行きあしを止めたところ、北西からの突風により、船尾が圧流され、平成25年12月13日13時39分ごろ右舷船尾部が本件岸壁に衝突した。</p> <p>船長は、本件岸壁に着岸した後、損傷状況を調べて航行に支障がないことを確認し、離岸して次の寄港地の広島県広島港に向かった。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 5（最大瞬間風速 約18 m/s）、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1m、潮汐 低潮時</p>

<p>その他の事項</p>	<p>安全管理規程に基づく運航基準によれば、入港予定の港内の風速が18m/s以上に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置を採らなければならないとされていた。</p> <p>船長は、風が更に強い状況であれば、本件岸壁への着岸をやめ、広島港に向かうことを考慮したが、回頭する必要がある入船船首着けであれば、着岸できると思った。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、呉港呉区の本件岸壁に着岸作業中、北西風に圧流されたことから、右舷船尾部が本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、呉港呉区の本件岸壁に着岸作業中、北西風に圧流されたため、右舷船尾部が本件岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、入港の際、風による影響を慎重に判断し、入港中止等の適切な措置を採ることが望ましい。</li> </ul>